

# 朝来市立梁瀬小学校いじめ防止基本方針

朝来市立梁瀬小学校

## 1 本校の方針

本校は、平成23年度に統合し、これまで築き上げてきた伝統を基盤として、これからの未来を歩み続ける子どもたちに、確かな学力、明るい心、健やかな体を育成することを目指す。

「いのちを光り輝かせる子どもの育成」を学校教育目標に、自己の形成者と責任者の意識と生活を高め、知徳体の調和の取れた主体的創造的に生きる心豊かな子どもを育成する。

そして、「いのちを大切に、思いやりのあるやさしい子」という児童像を目指し、全ての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 基本的な考え方

「いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものであることに鑑み児童等の尊厳を保持するため、いじめ防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめ防止等のための施策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめ防止等のための基本となる事項を定める。」という「いじめ防止対策推進法」に沿って、いじめについての基本的な考え方について全職員の共通理解を深めるとともに、未然防止、早期発見、早期対応の体制を整え、いじめ防止を推進する。

## 3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

### (1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。（校内指導体制及び関係機関）

また、人権を含めた心の教育を充実させるため、道徳教育や体験活動の充実を図るとともに、定期的なアンケート調査の実施やチェックリストの活用により、早期発見と早期対応に努める。  
(生活アンケート。チェックリスト)

### (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。  
(年間指導計画)

### **(3) いじめを認知した際の組織的対応**

いじめ対応委員会を校務分掌に位置づけ、いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。 (組織的対応)

## **4 重大事態への対応**

### **(1) 重大事態とは**

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受けた児童の立場で判断する。判断については、事実確認をしっかりと行い、いじめを受けた児童・保護者、いじめを行った児童・保護者への支援や指導についても共通認識を図る。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

### **(2) 重大事態への対応**

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

## **5 その他の事項**

いじめの実態把握については、教員による日常の観察や定期的なアンケート調査だけでなく、保護者からの連絡や懇談会等、様々な機会を利用して情報収集と実態把握に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応委員会」を中心に点検する。